

## 横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱

制 定 昭和 47 年 1 月 19 日

最近改正 令和 3 年 9 月 日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法施行細則（以下「施行細則」という。）第8条に規定する浄化槽清掃業（以下「浄化槽清掃業」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則（以下「廃掃規則」という。）第24条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥の収集・運搬に限る。以下「一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）」という。）の許可基準の細目並びに許可に係る事務処理に必要な事項を定め、もって業務の公正と円滑な執行を期するものである。

### (浄化槽清掃業の許可基準)

第2条 浄化槽清掃業の許可基準の細目は次のとおりとする。

#### (1) 資格者

環境大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会（平成 11 年度以前にあっては厚生大臣が認定した浄化槽清掃に関する講習会）又は公益財団法人日本環境整備教育センターが実施する浄化槽清掃技術者講習会の過程を修了した者であって、2年以上の経験を有するものであること。

#### (2) 車両

- ア 浄化槽の清掃に用いる車両は吸上車とすること。
- イ 車両標識等については別表1のとおりとすること。
- ウ 内容物容量計の目盛りは50リットル単位とすること。
- エ 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。
- オ 車両は本市域内でのみ使用されるものであること。
- カ 車両は整備され、清潔な状態であること。

#### (3) 器材及び車庫等

- ア 別表2に定める器材を有すること。
- イ 保有車両数に適合した車庫を横浜市内に確保し、使用に対する権利を有すること。
- ウ 車庫は原則として周囲を高さ1.8メートル以上の塀等で囲い、清潔な状態であること。ただし、特別の理由があり、かつ、周辺的生活環境に支障を与えないと判断される場合は塀等を設けないことができる。
- エ 放流先に支障のない洗車設備（水栓付）を有すること。ただし、もっぱらガソリンスタンド等で洗車する場合はこの限りでない。

#### (4) 汚泥の処理

浄化槽の清掃の結果、引き抜かれた汚泥を適正に処理する体制が整備されていること。

### (一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)の許可基準)

第3条 一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)の許可基準の細目は次のとおりとする。

#### (1) 車両

- ア 浄化槽汚泥等の収集・運搬に用いる車両は吸上車とすること。
- イ 車両標識等については別表1のとおりとすること。
- ウ 内容物容量計の目盛りは50リットル単位とすること。
- エ 車両にはその容量に適した防臭装置を備えること。
- オ 車両は本市域内でのみ使用されるものであること。
- カ 車両は整備され、清潔な状態であること。

#### (2) 車庫等

- ア 保有車両数に適合した車庫を横浜市内に確保し、使用に対する権利を有すること。
- イ 車庫は原則として周囲を高さ1.8メートル以上の塀等で囲い、清潔な状態であること。ただし、特別の理由があり、かつ、周辺的生活環境に支障を与えないと判断される場合は塀等を設けないことができる。
- ウ 放流先に支障のない洗車設備(水栓付)を有すること。ただし、もっぱらガソリンスタンド等で洗車する場合はこの限りでない。

### (許可申請)

第4条 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は浄化槽清掃業許可申請書(施行細則第11号様式)並びに次条第1項に定める書類を、資源循環局に正副各1通提出するものとする。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(廃掃規則第18号様式)並びに次条第1項に定める書類を、資源循環局に正副各1通提出するものとする。
- 3 現に許可を受けているものが更新の許可申請をする場合は、原則として2月1日から同月末日までの間に申請書を提出するものとする。
- 4 一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)の許可申請(更新を含む)に加えて、「浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥、ディスポーザ排水処理システム汚泥」以外の収集・運搬の許可申請(更新を含む)場合は、一般廃棄物処理業許可基準等要綱に従い、必要書類を資源循環局に正副各1通提出するものとする。なお、浄化槽清掃業許可証の写し、次条第1項第1号から第5号及び第7号から第8号を別添すること。
- 5 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等)の許可期間は2年とする。

### (申請書の添付書類)

第5条 前条の申請書の添付書類は次の各号に定めるものとする。ただし、申請に際して官公庁が交付する書類等は交付日が申請日以前3か月以内のものに限る。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
  - (2) 誓約書（第2号様式）
  - (3) 保有器材表（第3号様式）
  - (4) 浄化槽汚泥等搬入計画書（第4号様式）
  - (5) 従業員名簿（第5号様式）（浄化槽等清掃業務に従事する従業員）
  - (6) 定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本（法人の場合。ただし、商業登記簿謄本の目的欄に浄化槽清掃に類する業が明記されていること。）
  - (7) 浄化槽清掃業にあつては、浄化槽の清掃に関し2年以上の実務経験を有していることを証する書類
  - (8) 浄化槽に係る資格取得状況についての調査票
  - (9) 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第2号から第3号、第5号、第8号イからケまでの書類（現地審査で確認する場合、同第5号ウ、第8号エ及びケの写真は省略することができる。）
  - (10) その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面
- 2 浄化槽清掃業と一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可申請を同時に行う場合、重複する添付書類は省略することができる。
- 3 第4条第3項に該当する場合は、第1項第7号は省略することができる。

#### （申請書受理の基準）

第6条 申請書は次の各号を満たすものでなければ受理しない。

- (1) 記載事項に記入漏れがなく、かつ添付書類が整備されていること。
- (2) 許可申請手数料が納入されていること。

#### （審査の方法）

第7条 施行細則第8条及び廃掃規則第24条第1項に規定する許可基準に適合するか否かの審査は申請書にもとづく書類審査及び現地審査とし、審査表（第6号様式）によりこれを行う。

#### （許可台帳）

第8条 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥等）の許可をした者については、許可台帳（第7号様式）を整備し、資源循環局長がこれを保管する。

#### （標準処理期間）

第9条 浄化槽清掃業許可申請及び一般廃棄物収集運搬業許可申請に対する標準処理期間は60日とする。

#### （附則）

第10条 資源循環局長は、特に必要と認めるときは、前各条の基準に付加し、又は基準の一部を適用しないことができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

## 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

# 事業計画書

清掃場所	清掃予定 浄化槽等基数(基)	清掃予定 汚泥量(kL)	汚泥の処理	
			収集運搬	搬入先等
鶴見区				
神奈川区				
西区				
中区				
南区				
港南区				
保土ヶ谷区				
旭区				
磯子区				
金沢区				
港北区				
緑区				
青葉区				
都筑区				
戸塚区				
栄区				
泉区				
瀬谷区				
計				

第2号様式

# 誓 約 書

年 月 日

横 浜 市 長

住 所（所在地） \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでに該当していないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名（ふりがな）	役 職 名	住 所

（注）役職者には代表者、監査役を含む。

## 保 有 器 材 表

品 名	数 量	品 名	数 量
スカム厚測定器具			
汚泥厚測定器具			
自吸式ポンプ (バキューム車)			
温度計			
透視度計			
水素イオン濃度 指数測定器具			
汚泥沈殿試験器具			
パイプ掃除器具			
スロット掃除器具			
ろ床洗浄器具			
碎石洗浄器具			
ホース			
マンホール蓋あけ器具			



第4号様式

## 浄化槽汚泥等搬入計画書

搬入予定台数 (台/年)	搬入予定汚泥量 (kL/年)

内 訳

汚 泥 の 種 類	汚 泥 量 (kL/年)
合 計	

(A4)

## 従業員名簿

年 月 日現在 許可No. ( ) 業者名 ( )

No.	氏名 (雇入年月日)	職種	資格・免許等	備考
1	( . . )			
2	( . . )			
3	( . . )			
4	( . . )			
5	( . . )			
6	( . . )			
7	( . . )			
8	( . . )			
9	( . . )			
10	( . . )			
11	( . . )			
12	( . . )			
13	( . . )			
14	( . . )			
15	( . . )			
16	( . . )			
17	( . . )			

(注) 従業員のうち、当該業務に従事する者を記入すること

# 審 査 表

審 査 結 果			許 可	不 許 可		
申 請 者	<<会社名>> (許可番号 :                   )					
申請者	添付書類	申請手数料	事務所等	帳簿類	車 庫	
可 否	可 否	可 否	可 否	可 否	可 否	
保有器材	車 両					
可 否	可 否					
書 類 審 査				担当者名		
許可申請	記載事項に不備	有 ・ 無				適 ・ 不適
添付書類		添付の有無	内 容			
1	事業計画書（第1号様式）	有 ・ 無				適 ・ 不適
2	誓約書（第2号様式）	有 ・ 無				適 ・ 不適
3	誓約書（様式3）	有 ・ 無				適 ・ 不適
4	住民票の写し（役員全員分）	有 ・ 無				適 ・ 不適
5	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものではないことを証する書類	有 ・ 無				適 ・ 不適
6	直前3か年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表及び損益計算書	有 ・ 無				適 ・ 不適
7	保有器材表（第3号様式）	有 ・ 無				適 ・ 不適
8	浄化槽汚泥等搬入計画書（第4号様式）	有 ・ 無				適 ・ 不適
9	従業員名簿（第5号様式）（浄化槽等清掃業務に従事する従業員）	有 ・ 無				適 ・ 不適
10	定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本	有 ・ 無				適 ・ 不適
11	浄化槽の清掃に関し2年以上の実務経験を有していることを証する書類	有 ・ 無				適 ・ 不適
12	浄化槽に係る資格取得状況についての調査票	有 ・ 無				適 ・ 不適
13	事務所一覧（様式7の1）	有 ・ 無				適 ・ 不適
14	事務所の概要及び案内図（様式7の2）	有 ・ 無				適 ・ 不適
15	事務所の写真	有 ・ 無				適 ・ 不適

# 審査表

16	事務所の使用権を有することを証する書類	有 ・ 無		適 ・ 不適
17	車庫等一覧（様式10の1）	有 ・ 無		適 ・ 不適
18	車庫等の概要、案内図及び配置図（様式10の2）	有 ・ 無		適 ・ 不適
19	車庫等の写真	有 ・ 無		適 ・ 不適
20	車庫等の使用権を有することを証する書類	有 ・ 無		適 ・ 不適
21	運搬車両等一覧（様式11）	有 ・ 無		適 ・ 不適
22	運搬車両等の自動車検査証等の写し	有 ・ 無		適 ・ 不適
23	運搬車両等の写真（斜め前方及び斜め後方）	有 ・ 無		適 ・ 不適
24	洗車設備に係る書類	有 ・ 無		適 ・ 不適
25	その他資源循環局長が必要と認める書類及び図面 ・ 浄化槽清掃業許可証の写し	有 ・ 無		適 ・ 不適
	許可申請手数料	未納 ・ 完納		適 ・ 不適

# 審 査 表 (現地調査用)

(調査) 年 月 日

申請者	<<許可番号>> <<会社名>> <<営業所等立入調査場所>>	<<電話番号>>
-----	---------------------------------------	----------

調 査 項 目	担当者名	
---------	------	--

事務所等の調査	(1) 事務所の確認   (2) 営業所の確認   (3) 従業員の確認   (4) 標 識	所在地 _____  (ア) 自己所有 (イ) 借 用  所在地 _____  (ア) 役 員 名 従業員 名  (イ) 確 認 ( 押印 ・ タイムカード )  有 ・ 無
---------	---	---

帳簿類の調査	(1) 帳簿の記載事項   (2) 提出書類等の整理状況	(ア) 清掃年月日 ( 有 ・ 無 ) (イ) 管理者名 ( 有 ・ 無 ) (ウ) 設置場所 ( 有 ・ 無 ) (エ) 処理方式・容量 ( 有 ・ 無 )  (ア) 浄化槽清掃等実績表 (イ) 浄化槽清掃業務実績報告書 (ウ) 地下排水槽等清掃業務実績報告書 (エ) 浄化槽汚泥搬入伝票 (オ) 浄化槽汚泥等清掃作業完了票
--------	---------------------------------------	--

適 ・ 不適

# 審 査 表 (現地調査用)

(調査) 年 月 日

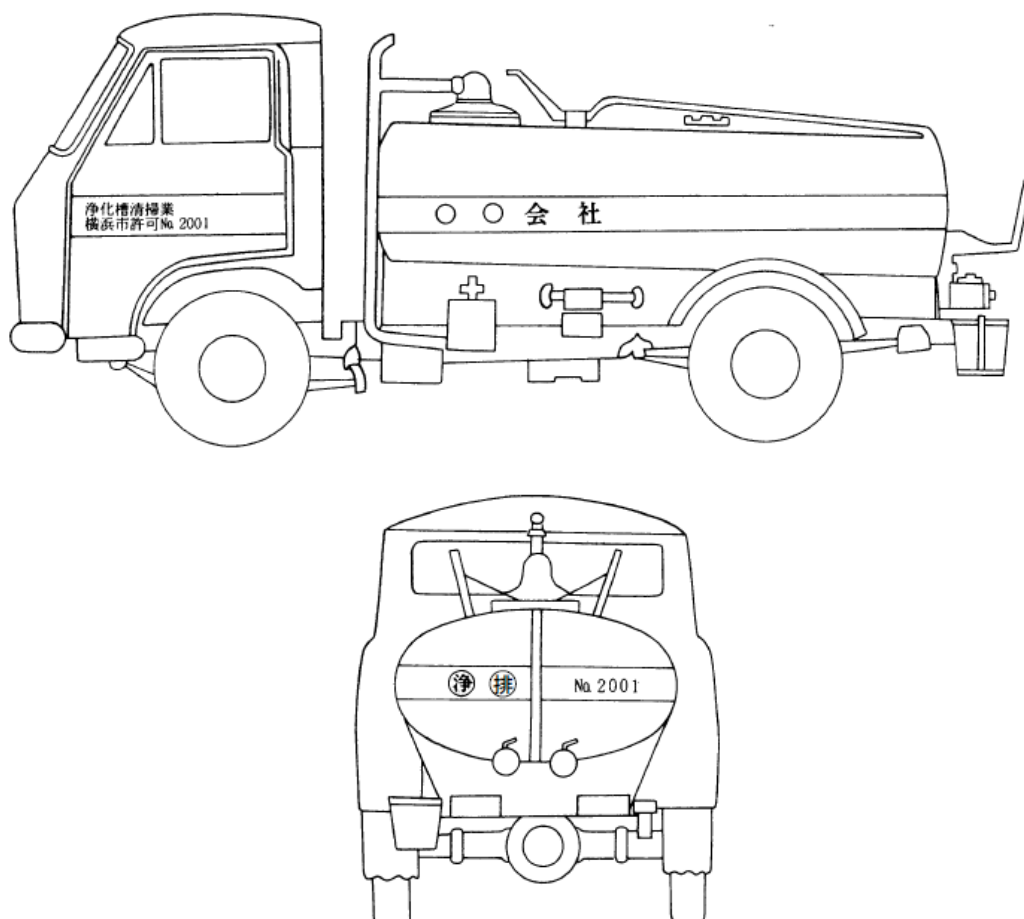
申 請 者	《会 社 名》						
調 査 項 目					担当者名		
車 庫 の 調 査	(1) 車庫の状況		所在地 _____ (ア) 自己所有・借用 (イ) 周辺の環境 (ウ) 保有車両の格納が可能か (エ) 塀等 (有・無)				
	(2) 洗車の方法		<input type="checkbox"/> 車庫内の洗車設備 (有・無) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
保 有 器 材 の 調 査			有 ・ 無				
車 両 の 調 査							
車両番号	積載量		標識	外観	目盛り	防臭装置	備え付け器材
《車両》》	《 》	K1					
《車両》》	《 》	K1					
《車両》》	《 》	K1					
《車両》》	《 》	K1					
《車両》》	《 》	K1					
《車両》》	《 》	K1					
《車両》》	《 》	K1					
						適 ・ 不適	

## 浄化槽清掃業等許可台帳

		浄化槽清掃業	一般廃棄物収集運搬業
許可番号			
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
氏名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名)			
営業所の所在地			
車庫の所在地			
取扱廃棄物の種類		/	
収集運搬及び処分の別		/	
条件	営業区域		
	その他		
当初事項	許可申請年月日		
	許可年月日		
	許可期限		
	その他		
資格者	浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能を有している者		
備考			

## 別表 1

- (1) 帯は白色とし、大型車 25 cm、中・小型車 20 cm 幅とします。
- (2) 文字の大きさは、(ア) ドア部分 大 型 車 9 cm (縦) 9 cm (横)  
中・小型車 7 cm (縦) 6 cm (横)  
として、上・下 2 cm 空けます。
- (イ) タンク部分 上・下 2 ~ 3 cm 空けます。
- (3) 字体は、丸ゴシックとします。
- (4) 字色は、濃紺とします。
- (5) 文字は、左横書きとします。



注) ・許可番号が、車両のナンバープレートと重なるような場合は(浄)(排)の上部に許可番号を付しても良いです。

- ・(浄)(排)帯の幅が大型 25cm、中・小型が 20cm なので、文字は大型が 9 cm × 9 cm  
中・小型が 7 cm × 6 cm となります。



## 器 材 表

1	スカム厚測定器具
2	汚泥厚測定器具
3	自吸式ポンプ
4	温度計
5	透視度計
6	水素イオン濃度指数測定器具
7	汚泥沈殿試験器具
8	パイプ掃除器具
9	スロット掃除器具
10	ろ床洗浄器具
11	その他清掃に必要な器具